

# ウズベキスタン・1 Day オンラインセミナー (計画経済から市場経済への移行過程における民事法・民事訴訟の考え方)

国際協力部教官

黒木宏太

## 第1 はじめに

ウズベキスタンでは、持続的な経済発展のために市場経済化を進めており、その基盤となる法整備について支援を必要としている。そのため、法務総合研究所国際協力部は、ウズベキスタンの市場経済化に伴い、基本法令の制定や運用が適正にされるように、技術面での支援をしている。

ウズベキスタンにおける法整備支援の民事法・民事訴訟法関係の活動はJICA（国際協力機構）の国別研修としての活動である。この活動の目的は、ウズベキスタンにおいて、私人の権利保護及び経済の自由化を促進するため、民法及び民事訴訟法が、私的自治の基本原理に基づき適正に運用されるように司法能力を強化することにある<sup>1</sup>。

今回の1 Day オンラインセミナーは、上記目的との関係で、計画経済から市場経済への移行過程における民事法・民事訴訟の考え方をテーマとして実施した。計画経済から市場経済への移行という大きなテーマに焦点を当てることで、大きな方向性についての考え方を理解していただくとともに、調査出張が出来ない状況下において、今後の研修の参考のために、先方の関心を幅広く聴取することを企図したものである。

本オンラインセミナーには、日本側からは、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの井出ゆり氏ほか、JICAウズベキスタン事務所の東郷知沙氏、当部の森永太郎部長、庄地美菜子教官、高梨未央教官及び本間基之専門官ほかに参加した。また、ウズベキスタンの法整備支援に御協力いただいている、御池総合法律事務所の本松利忠弁護士（元大阪地裁所長）及び摂南大学法学部の大川謙蔵准教授にも御参加いただいた。タシケント国立法科大学のアハドジョン・ハキモフ氏に日本語・ウズベク語間の通訳をしていただいた。

## 第2 本オンラインセミナーの概要

### 1 概要

#### (1) 日時

2021年3月17日（水）日本時間12:00～19:00

（ウズベキスタン時間8:00～15:00）

<sup>1</sup> ウズベキスタンの民事実体法及び民事手続法の特徴の概要については、拙稿「ウズベキスタンにおける法整備支援（行政法、民事訴訟、犯罪白書）～司法制度改革とオンラインの活用という観点から～」ICDNEWS第85号（2020年12月号）95頁以下を参照されたい。

(2) ウズベキスタン側参加者

司法省，司法省研究所，最高裁判所，タシケント市裁判所，高等裁判官養成校  
合計約40名

(3) 形式

Z o o mを使用したオンライン形式

(4) 概要

日本側からの講義：

- ・民事法の考え方（市場経済体制下における民事法の理解とは）
- ・民事訴訟の考え方（自由主義諸国における民事訴訟の原則について）

ウズベキスタン側からのプレゼンテーション：

- ・近時の民法改正案について

ディスカッション：

- ・意見交換（講義内容，民法改正案等について）

## 2 内容

(1) 日本側講義

ア 森永太郎部長より，民事法の考え方（市場経済体制下における民事法の理解とは）について，講義をした。具体的には，法の多元性と階層性，国家の私法へのかかわり，私法としての民事法の位置付け・機能，自由主義経済体制下における民事法の諸原理，民事法の適用・解釈，社会主義法の影響を受けた民事法の特徴と課題などについて，ベトナムでの長期専門家の経験をはじめとするこれまでの法整備支援の経験等を踏まえて，説明した。

イ 当職より，民事訴訟法の考え方（自由主義諸国における民事訴訟の原則について）について，講義をした。具体的には，自由主義諸国の裁判の特徴，私的自治の原則と民事訴訟などについて，裁判官としての経験等を踏まえて，説明した。

(2) ウズベキスタン側からのプレゼンテーション

ウズベキスタン側からは，アディバ・サファロヴァ氏（司法省研究所）より，ウズベキスタンの民法改正案の概要等の紹介があった。具体的には，ICTの活用や新しいタイプの契約類型について規定していこうとしている方向性が説明された。詳細は，ウズベキスタン司法省のホームページ<sup>2</sup>などを参照されたい。

(3) ディスカッション

ここまでの講義内容や民法改正案等について，意見交換をした。

ウズベキスタン側からは，日本側講義に関し，判例と法の解釈の関係性や日本の審理期間等についての質問がなされたほか，日本側からも，ウズベキスタン民法改正案に関し，新しいタイプの契約類型等についての質問をするなどして，これらの点について活発な意見交換が行われた。

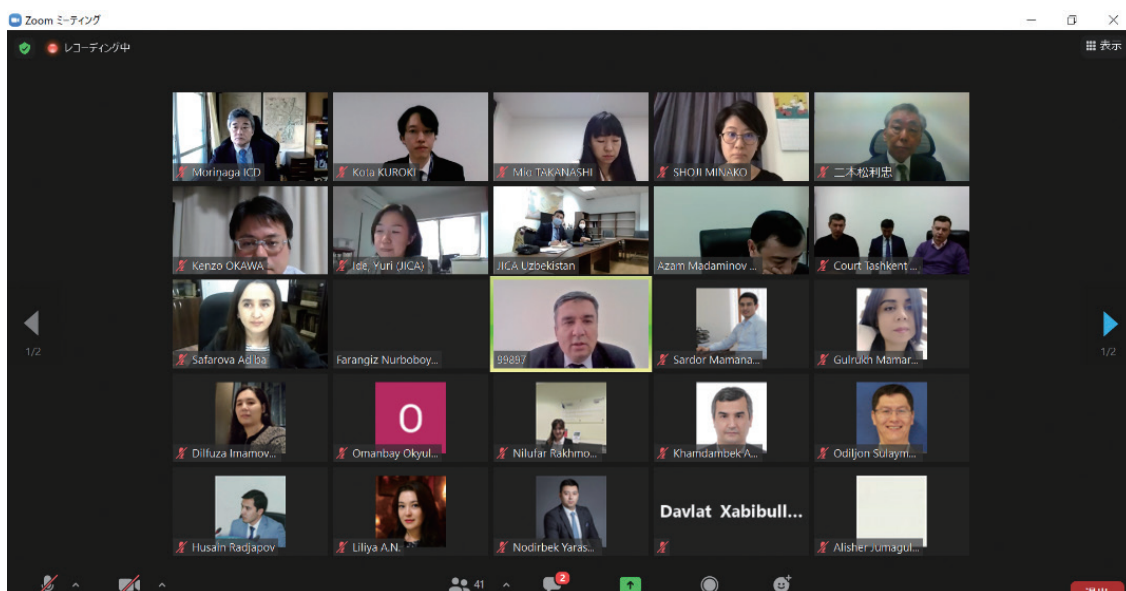
<sup>2</sup> 民法改正案については，ウズベク語であるが，こちらから参照することができる。概要については英語でも説明されている。<https://www.minjust.uz/en/press-center/news/101178/>

### 第3 所感と今後の支援の方向性について

社会主義の国々の法律の特徴として、法律に極めて詳細な規定をする傾向があること、一般法・特別法の概念が希薄であること、裁判官が法を解釈した上で運用するという意識が低い傾向にあること等が指摘されている。

今回紹介された民法改正案は、まさにそのような傾向を反映したものとなっており、基本法である民法に（日本の法律家の感覚でいえば）下位法令や特別法に規定されてしかるべき事項が多く規定されようとしているものであり、市場経済下の民法とはむしろ逆方向に向かっているようにも思われた。他方で、法解釈については、参加者からは高い関心が示され、市場経済化を志向している様子がうかがわれた。

国際協力部としては、市場経済下における考え方を今後も紹介しつつ、ウズベキスタンの自主性を尊重しながら、発展に協力していきたい。



【本オンラインセミナーの様子】